

## 第2章 引取数減少に向けた取組

致死処分数を減少させるためには、動物愛護相談センターに引き取られる動物の数そのものを減らすことがまず重要であり、都では、引取数の減少に向けて、飼い主への適正飼養・終生飼養に係る普及啓発や地域における飼い主のいない猫対策などの取組を進めています。

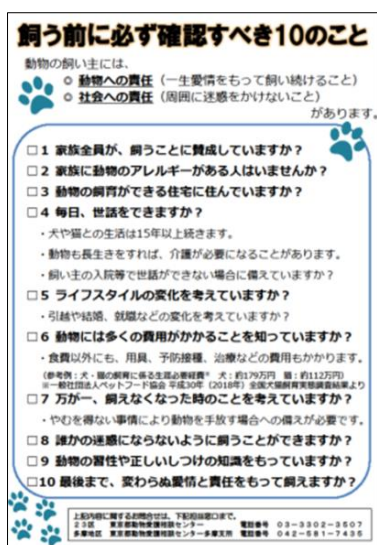
### 1 適正飼養・終生飼養の普及啓発

動物をその終生にわたり適正に飼養するという事は、飼い主の責務です。その自覚をしっかりと持っていただくため、各種講習会や啓発イベントを開催するとともに、これから飼い主になろうとする方に向けてペットショップ等を通じた普及啓発も行っています。

また、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」(36ページ参照)に、飼い主向けのページを設け、動物の飼養に役立つ情報を分かりやすく掲載しているほか、高齢の飼い主の方に向けたアドバイスなどを盛り込んだパンフレットの配布やホームページの掲載、子供達に終生飼養の大切さを伝えるための啓発用アニメーション動画「犬を飼うってステキですか？」をYouTube 東京都チャンネルで公開するなど、様々な方に向けて、多様な媒体を活用した普及啓発に取り組んでいます。

【参考】東京都ホームページ「動物愛護・狂犬病予防等に関するパンフレット等」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/aigo/yomimono/panfuretto.html>

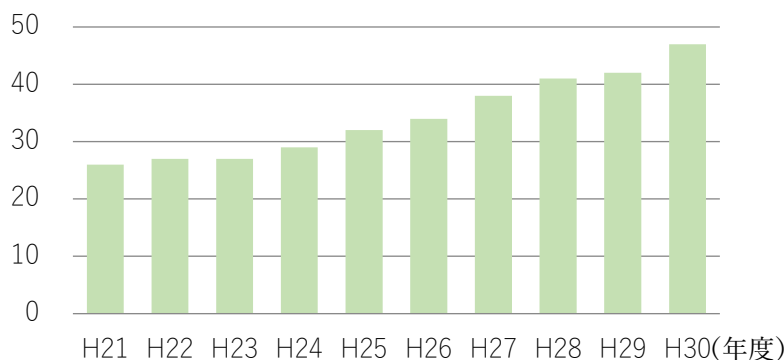


普及啓発資料の一例

## 2 地域における飼い主のいない猫対策

猫は命あるものであり、みだりに傷つけたり、苦しめたりすることがあってはなりません。一方で飼い主のいない猫によって地域の生活環境が悪化することのないよう、飼い主のいない猫の管理を地域の問題としてとらえることは重要です。こうした考えに立ち、地域の住民がお互いの理解と協力のもとに、エサやりやトイレの管理、不妊去勢手術を行い、猫を適正に管理しながら共生していく取組を、都では「飼い主のいない猫対策」と呼んでいます。

都では、平成19年度から飼い主のいない猫対策を実施する区市町村に対し、医療保健政策区市町村包括補助事業による補助を行っています。さらに、平成28年度からは、協議会設置、実態調査、不妊去勢手術等の総合的な取組を行う区市町村を支援する「飼い主のいない猫対策緊急促進事業」を実施しています。これらの補助制度を活用し、飼い主のいない猫対策に取り組む区市町村は年々増加しており、平成30年度には47区市町村が事業を実施しています。



医療保健政策区市町村包括補助（飼い主のいない猫対策）を活用している区市町村数の推移（過去10年間）

また、飼い主のいない猫対策についての理解を広げるためのリーフレットや、ボランティア等活動者向けのガイドブックを作成・配布するなど、地域における活動を支援しています。



普及啓発資料の一例